

# 公 示

公示第52号

準特定地域において営業方法の制限を行う場合の減休車率について

「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適性化及び活性化に関する特別措置法に基づく営業方法の制限に関する取扱いについて」（平成26年1月27日付け公示第76号。以下「営業方法制限公示」という。）第32.に基づき、準特定地域において営業方法の制限を行う場合の減休車率を下記のとおり定めたので公示する。

平成28年11月4日

北陸信越運輸局長 江角 直樹

記

県 別	対象地域	対象となる事業者の減休車率の要件
新潟県	長岡交通圏	減休車率10.8%を超える
	上越交通圏	減休車率 5.6%を超える
	新発田市A	減休車率10.3%を超える
	柏崎市A	減休車率 5.8%を超える
	新潟交通圏	減休車率12.4%を超える
長野県	松本交通圏	減休車率17.7%を超える
	上田市A	減休車率22.5%を超える
	飯田市A	減休車率17.8%を超える
	長野交通圏	減休車率13.6%を超える
富山県	高岡・氷見交通圏	減休車率13.8%を超える
	砺波市B、南砺市	減休車率13.0%を超える
	富山交通圏	減休車率13.9%を超える
石川県	金沢交通圏	減休車率 9.9%を超える
	南加賀交通圏	減休車率13.3%を超える

附 則

この公示は、平成28年11月4日から適用する。

附 則（平成29年10月1日付け公示第45号で一部改正）

この公示は、平成29年10月1日から適用する。

附 則（平成31年4月1日付け公示第83号で一部改正）

この公示は、平成31年4月1日から適用する。

附 則（令和2年4月1日付け公示第97号で一部改正）

この公示は、令和2年4月1日から適用する。

附 則（令和3年8月1日付け公示第22号で一部改正）

この公示は、令和3年8月1日から適用する。